

# 明日の日本を支える 観光ビジョン構想会議への提言

地方への拡大と消費単価アップへ



2015年12月7日

鶴雅グループ代表 大西雅之

# 提言1: 全体目標から地方別目標値へ

- **＜全体目標を欧州観光大国の水準へ＞** 東京オリンピックの2020年までに3500万人／2030年までに5000万人を目指す。(スペインの空路・水路の外国人旅行者数は4972万人:2013年)
  - － 現状のインフラでは2020年まで3000万人が妥当と考えるが、GDP600兆円の達成に向けて、国を挙げて**基本インフラの整備**を急ぐと共に、リピーター旅行者の地方への拡大策で3500万人を目指す。
  - － さらに2030年までの戦略的な長期観光ビジョンの元、**長期滞在と高消費単価**を実現し、欧州の観光大国並みの訪日外国人旅行者数5000万人のアジア屈指の観光大国を目指す。
    - 3500万人×4.3%(UNWTO:東南アジアの国際観光客の伸び率予測)の10年(2020～2030)≒**5300万人**
- **＜地方別の目標値を設定＞** 交通インフラや宿泊滞在施設のキャパシティ、国内外客のバランス、および、地方振興の観点から地方別に訪日外国人客数の目標を設定する必要がある。
  - － **その目標に従い、地方ごとの需給ギャップを明確化する。**
    - 訪日客数について国としての目標数はあるものの、地方別の目標に分解されていない。(北海道は知事が国の15%、300万人を公約→道央や道東など地方別に細分化した**具体的なロードマップ**が必要)
    - 例えば、新千歳空港は約80%のシェア(離島を除く10の空港の中で)をもつ。1時間当たりの離発着回数増(36→42)や夜間便への拡大を進めているが、札幌や道央圏主要温泉地の宿泊施設も飽和状況(本年4月の外国人客比率50%)に近づいており、昨年実績154万人からの倍増は戦略的に各地方に割り付けることなくしては不可能。
    - 地方の振興を行うには、具体的な目標値を共有し、それを元に戦略的な取り組み(**地方空港や二次交通の強化・コンテンツの再構築**など)を行っていくことが必要。
- **＜国別の目標値を設定＞** 世界からの誘客を促進するために＜マーケティング戦略を強化し、国別の目標値を定める。さらにそれを地方別の目標に分解する。
- **＜国内にJNTOのブランチを設置＞** 国が直接短期一括で訪日外国人旅行者の受入れ環境体制整備を図る
  - － (広域観光ルート、観光圏の中心地など全国展開)JNTO北海道・JNTO東北など

# 提言2：地方空港の活性化

- **＜空港利用税の導入による平準化＞** 目標値を超えた需要が集中することが予想される空港(例:新千歳空港)に対しては航空会社または利用客に対して税的な負担金を徴収する一方で、それを原資に、需要が満たない空港(例:道東の空港)の着陸料を値下げたり、就航する航空会社への支援措置を講じたりすることで、需要平準に取り組むことが必要。
- **＜基幹空港と地方空港の一体的な民営化＞** バンドリングで経営の厳しい空港と一体になるためには、共通経費の削減だけではなく、地方空港が弱い航空マーケティングや各空港の役割分担(IN/OUTの空港連携etc.)など、相乗効果が生まれる攻めの戦略が必要である。
  - 北海道を例にとると、80%のシェアで144億円の黒字(2013)をもつ新千歳が核となり、地方空港を戦略的に活用することで、道央圏の飽和してきている状況から地方へと拡散し、自然豊かな地方の多様な魅力を加え、オール北海道のブランドを高める相乗効果が期待できる。
- **＜CIQ体制の強化＞** 地方空港への国際線乗入れに係るボトルネック解消のため、CIQ体制の強化を積極的に進める必要がある。
- **＜エリア拠点空港の必要性＞** 基幹空港(中心都市)から遠く、陸上では長時間移動になる地方空港の中にエリア拠点空港を選定し、離島航空路線の補助と同様な見地から、基本インフラを整備する必要がある。(別紙1)
  - 例えば、**東北海道拠点空港**
    - 東北海道は九州と同じ大きさがあり、釧路・女満別・帯広・中標津・紋別と5空港がある。千歳→釧路・女満別は那覇→宮古島とほぼ同距離であり、陸路では長距離貸切バスの規制が大きな障害となっているが、エリア拠点空港を中心とした中距離の二次交通ネットワークにより解消できる。
    - 「**地方都市各々の空港**」という考え方から「**地方エリアの核となる拠点空港**」という考え方に転換する必要がある。、拠点空港に必要な、CIQ拠点やLCCターミナル・低価格なディアシング設備・し尿処理設備などをエリア内の全ての地方空港に整備することは難しく、地域の事情の中で合意が難しければ、**一定の選抜基準に基づく競争**を経てでも東北海道拠点空港が必要であり、国の強力なイニシアチブを期待する。
- **＜LCC誘致の三位一体支援＞** 海外とも繋がる成田・関空とのLCC誘致が大きな課題。三位一体(国・道県・エリア市町村)で立ち上がりリスクを支援することはできないか。

# 提言3：地方における二次交通の整備

- **＜地域ごとの二次交通充足度(不足量)を訪日客数の各地方目標から明確化＞**
  - － 二次交通の全体像を明確にし、バスやタクシー・レンタカーなどの具体的な整備目標を作る。
- **＜広域観光周遊ルートを中心にポータルサイトを構築＞** 例)ドイツ・ロマンス街道
  - － 利用者の目線に立った地域の様々な列車・バスをワンパスで繋ぐネットワーク作りを支援。
- **＜宿泊事業者による2次交通を含む着地型旅行商品販売の簡易認可制度＞**

地方のバスによる広域二次交通は様々な取り組みがなされてきたが、旅行業の制約による販売体制の弱さと貸切バス新運賃制度による運賃の高騰で、多くの地域で暗礁に乗り上げている。実質的に地域の販売の中心は観光協会ではなく宿泊事業者であり、交通不便な特定地域の現状に即した認可制度を望む。

  - － 現状の二次交通は限定3種として隣接市町村エリア内のみ可能であるが、広域移動を伴うエリア(東北海道や四国南西部・九州山間部などの交通不便地域)では機能できない。
  - － 遠隔地・交通不便地域においては、**特区制度で貸切バス新運賃制度の弾力的な運用**の実証実験を提案したい。
- **＜中国人にも日本での自動車運転を認可＞** 台湾・中国共にジュネーブ条約に加盟していないが、2007年より台湾と日本は運転免許の相互承認が決定された。交通ネットワークが未整備な地方ではレンタカー移動は重要で、今後大きく伸びるであろう中国人個人客にも早期に実現してもらいたい。
  - － 北海道釧路市では、事故防止対策として2013年に雪道運転の体験コースを設置。
- **＜地方の乗り合いタクシーのIT予約のシステム化＞** 地方では乗合タクシーが地元住民の足として機能しているが、観光客の近隣の足として広く活用するための組織化・システム化を進める。
- **＜自家用車タクシー(白タク)の活用＞** 過疎地の二次交通には画期的であり、地域の活性化にも繋がる。既存のタクシー会社やバス会社と共存できる制度を研究し、広域過疎の特区内限定で実現
  - － 政府の国家戦略特区諮問会議(議長・首相)で、「過疎地などでの観光客の交通手段に、自家用車の活用を拡大する」と、解禁に向けた検討を指示。

# 提言4：DMO戦略の元、観光消費の拡大

- **＜観光消費額の目標設定＞** インバウンド観光を地域活性化に繋げるため、滞在スタイル別に来訪者1人当たりの消費額(消費単価)の目標を定める。
  - － 一口に訪日客と言っても、比較的短期滞在で土産品などを多く購入する人々も居れば、長期滞在のバカンスを過ごす人々、サービス品質などへの知見や消費性向が極めて高い富裕層など、地域での消費パターンは滞在スタイルによって大きく異なる。こうしたスタイル別に消費単価を目標設定し、対応する消費項目を明確にし、その目標達成に向けて計画的に取り組むことが必要。
- **＜観光対応サービス業の振興＞** 地域での消費を拡大させる新規サービス事業の創業や業種転換に対する支援の充実および規制の緩和を行う。
  - － 支援例・・・
    - スパやエステ、スポーツなど単価アップに貢献しうる分野に対する起業支援(例:資金、ノウハウ)
    - 旅館経営の特殊性を盛り込んだ日本の観光経営人材の育成(例:日本版観光MBAの設置)
    - 富裕層向けなどターゲット別マーケティング戦略策定の支援(例:情報、ツール、資金提供)
    - **＜外国人の地域おこし協力隊＞**外国人の目線で、外国人の喜ぶサービスの提供・起業支援のために、外国人が地域に住み込み、地域おこしに活躍する制度創設。
  - － 規制緩和例・・・
    - **国立公園などの商業利用の自由度拡大**
    - 補助金適正化法の緩和による公共施設の商業利用の自由度拡大
    - **外国人労働者の雇用条件の緩和**
    - **観光ガイド特区 (過疎観光地における特区)・・・**自然体験ガイド事業者の自家用送迎解禁／観光タクシー事業者がガイド業兼任
- **＜地方へのIR(Integrated Resorts)の導入＞** MICE/ビジネスツーリズムとラグジュアリーツーリズム取り込み、大型投資により国際観光産業を振興する。 (別紙2)
- **＜民間投資の呼び水づくり＞** 公共による高質な空間整備や、公的資金を含む観光ファイナンスによるリーディング事業の展開、減税措置などによって、地方への民間投資の呼び水をつくり、地方に動きをもたらすこと。
  - － 地域経済の振興には、観光客の消費だけでなく、地域への投資を呼び込むことが重要であるが、地域経済は疲弊しており、自発的な民間投資による経済循環が生じにくい。そこで、道路やまず観光リゾート地にふさわしい高質な空間整備を公共が先行して行い、関係者の意識を高揚させる。
  - － 平行して、政府系ファンドや地域での税的資金(分担金、法定外税、入湯税など)、地方金融機関出資などを利用した観光ファイナンスを立ち上げ、集客の要となるような施設・サービスの開設や誘致、投資に伴う時限的な固定資産税減税などを展開し、民間の投資意欲を高める。

# 提言5：国内観光振興

- **＜交流人口拡大や観光振興に軽減税率の適用＞** EU諸国の多くは、付加価値税(日本の消費税)に、宿泊・運賃・文化スポーツイベントなど観光振興分野に軽減税率を適用している。日本においても食品の軽減税率適用の議論と共に、交流人口を増やすための軽減税率適用を検討してもらいたい。
  - － フランス・スペイン・イタリアなど観光大国は観光推進のために軽減税率を適用している。
    - フランスでは標準税率19.6% (7%:宿泊、運賃、外食、文化イベント/5.5%:運賃)
    - スペインでは標準税率21% (10%:劇場、展覧会入場料、運賃、宿泊)
    - イタリアでは標準税率21% (10%:宿泊・サービス、外食) (別紙3)
- **＜予防医療としての温泉湯治を見直す＞** 国内観光の課題として、宿泊を伴う旅行者の減少がある。中長期での温泉療養・保養に健康寿命の延伸といった予防医療の考え方を取り入れ、健康保険の活用など温泉療養を政策的に支援する。また、インバウンドの保養型リゾート地を確立することにも繋がり、世界で最も豊かな温泉資源を核としたアジアで類を見ない観光立国を実現する。
  - － ヨーロッパでは国によって差はあるものの、温泉療法が健康保険でカバーされる。ドイツやオーストリアなどでは2週間の保険療養が許され、フランスでは**一定の条件で原則的に社会保険が適用になり3週間の滞在**が許される。また東欧諸国では温泉療法は長い歴史があり、チェコでは全額補助から補助なし(主に外国人に対する温泉療法)まで、ポーランドでは保険の種類により、3～4週間の温泉療法が全額補助から20%程度の自己負担で行われており、順番待ちの状況がある。
  - － 日本は世界一の長寿国(2014年:女性86.8歳1位、男性80.5歳3位)だが、健康寿命は女性で74.2歳、男性で71.2歳(2013年)。女性で12年以上、男性で9年以上の**長期介護、寝たきりの不健康な期間が異常に長い**。
  - － 現代科学では温泉効能の研究が進み、老化や病気の原因の90%と言われる活性酸素がごく短期間で消去・減少する**科学的なエビデンス**も整ってきており、国民の健康寿命延伸・認知症防止・介護期間の短縮につなげる予防医学に最適。

# 提言6：人材育成・日本ブランド・その他

- <「日本の宿 おもてなし検定」の上級を国家資格準拠とし、サービスのプロフェッショナルを育成する。宿泊産業で働くものの地位の向上、ESの向上・雇用拡大や外国人スタッフの研修期間拡大に繋げる> 検定を外国人スタッフにも拡大し、海外からのお客様に対するサービス知識・スキルの向上により、国際競争力ある観光地の形成とインバウンド市場の拡大に寄与する。
  - 現状の「日本の宿 おもてなし検定」は、日本旅館ホテルの「接遇によるおもてなし」のレベルを、経験や「気づき」能力等の差により4つの段階(スタート・初級・中級・上級)に分け評価する業界検定試験である。資格取得に向けた「教育・支援プログラム」を構築することにより、お客様と対応するスタッフのインセンティブの向上と継続的なサービスのレベルアップに寄与している。
  - 接遇サービスを中心とした旅館における業務サービスの基準化により、旅館業界の人材確保・人材育成に大変貢献している。
- <海外の日本食レストラン認証制度> 2013年12月に和食はユネスコの無形文化遺産に登録され、和食ブームで世界各地に日本料理店が乱立している。現状は日本食とかけ離れた食材や調理法を使う店舗も多くみられ、認証制度で和食の価値を高め、日本料理を前面に観光立国を推進する。
  - 観光の重要な要素であるガストロノミーは、料理を中心として、様々な文化的要素で構成される。日本文化も加味した認証が望ましいと考える。
  - パリにある日本食レストランの8割は東南アジア系の人経営しているとのこと。日本人が店の前立ただけでも異様な印象を受けたり、食べたりしてみると「これが日本食！」と思う料理が出てくるレストランがたくさんある。以前、農林水産省が日本の食文化や食材の普及を目的に日本食レストランの認証制度を07年度に創設すると発表したのが、様々な課題で実現していないものと思われる。改めて、日本のブランド向上を目指し、観光振興の側面からも実現してもらいたい。
- <外国人客に向けたホテル格付け> 訪日外国人向けに特化した情報提供
  - ホテル格付けがないのは日本くらい(米国はチェーン基準)。外国人旅行者からの要望も非常に多い。
  - かつては、格付けに対して日本国内の反対も大きかったが、国内ではすでに一般化しており、外国人への情報不足によるミスマッチ(価格と品質)の問題が大きくなっている。
  - 外国人客が求めるサービス・機能をリストアップし、各ホテルが各自〇×評価したものを自社ホームページに告知する。それを元に、ホテル評価を実施し、格付けを広く海外に告知し、訪日外国人客の拡大を図る。国際化に向けたクオリティーの目標が具体的に業界に示される。

# 提言7：温泉地の抜本的活性化

- <環境省、厚労省、経産省、国交省などにまたがる温泉地行政を「観光庁」に一本化> 総合的に温泉地の活性化を担当する部署・体制を創り、世界にアピールする
- <「国際観光ホテル整備法」を温泉旅館の振興のための法律に全面改定> 昭和24年に制定され、ほとんど機能していないのではないかとされている「国際観光ホテル整備法」を全面改定する。
- <温泉地の「ひととしごと(人材と雇用)」確保のための抜本的な仕組みを創る> 温泉地全体として女性活躍、高齢者活躍の場を提供
- <温泉旅館での各種付加的サービスの導入の支援措置> 消費単価向上の「空間」として温泉旅館は重要なポジションを有する温泉旅館での各種付加的サービス(エステとかスパとか日本文化体験など)の導入に関して抜本的な支援
- <多言語対応のための支援措置> 多言語対応(HP、パンフ、マップ、温泉旅館館内の各種案内)のための支援措置を講じる。
- <温泉地が連携して世界に情報発信するような施策> 例:温泉まちづくり研究会(財団法人日本交通公社が事務局で7温泉地連携)



## 国の離島航空路線支援制度

国も、離島における交通手段の一つである離島航空路線の重要性を認識している。例えば、離島航空路線に対する国の主な支援制度には、次のようなものがある。

- i 運航費補助金 平成 11(1999)年度から始まったもので、離島の日常生活に特に必要な航空路線について、運航費の一部に対して運航費補助金を交付するという制度である。なお、平成 23(2011)年度からは、新たに創設された「地域公共交通確保 維持改善事業」に組み込まれ、支援に制約のある特別会計(社会資本整備事業特別会計空港整備 勘定)から一般会計に移行した。また、平成 24(2012)年度からは島民運賃割引の拡充支援が行われており、平成 26(2014)年度からは、その補助対象要件が緩和されている。
- ii 機体補助金 昭和 47(1972)年度から始まったもので、離島に係る航空路線に就航する航空機及びその部品の購入に要する費用の一部を補助するという制度である。
- iii 衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費補助金 平成 19(2007)年度から始まったもので、衛星航法補強システム(MSAS)受信機及びその部品の購入に要する費用の一部に対して補助金を交付するという制度である。
- iv 着陸料等の軽減 離島空港に離着陸する航空機の着陸料について、ジェット機の場合は 1/6、その他の航空機の場合は 1/8、その他の航空機のうち 6t 以下の航空機の場合は 1/16 となる。なお、平成 26(2014)年度には、最大離陸重量 50t 以下の航空機の着陸料は、上記に加えて 10% の軽減措置が新設された。また、航行援助施設利用料について、ジェット機を除く航空機のうち、15t 以下の航空機の場合は、1/16 となる。また、同年度に、最大離陸重量 15~20t の航空機の航行援助施設利用料についても、1/2 の軽減措置が新設された。
- v 航空機燃料税の引下げ 一定の離島路線に就航する航空機について、航空機燃料税が通常の 3/4 へと軽減されている。平成 11(1999)年度から制度化され、通常は燃料 1kl 当たり 26,000 円であるが、3/4 の 19,500 円に軽減された。さらに、平成 23(2011)年度からは、13,500 円へと軽減措置が拡充されている。
- vi 固定資産税の軽減 離島路線に就航する航空機の固定資産税が、平成 23(2011)年度から軽減されている。例えば、ORC で使用されている機材の場合は、固定資産税は 1/4 に軽減されている。

# 地方へのIR(Integrated Resorts)の導入 <別紙2>

多額な内需をもたらすビジネスエグゼクティブ(MICE/ビジネスツーリズム)と富裕層(ラグジュアリーツーリズム)を取り込み、600兆円GDP達成に貢献する。

## ● <一人当たり消費金額が高額な良質の外国人観光客を誘致>

- 海外から地方空港へのダイレクトアクセスによるインバウンド増と観光消費増で地方創生。
- 地方のエリア拠点空港にビジネスジェット向けパーキングスロット・VIPターミナル等を整備して海外からの定期直行便を開設し、インバウンド受け入れインフラが飽和している大都市を補完する。
- 地方に消費性向の高い旅行者を呼び込むには、地域固有の自然、文化、食に加えてグローバスクラスの高規格リゾートが不可欠。日本にはスキー場も海水浴場もあるが高規格なスノーリゾート、ビーチリゾートがない。
- 自然保護法他関連法規を規制緩和しての国立公園の利活用により自然共生型高規格国際ディスティネーションリゾートを整備する。
- 外国人観光客向けの多言語観光情報を実装した非接触シンクライアントによる決済プラットフォームを整備して多額な観光消費を受け入れる。また2020を睨み2016年度に地方の広域観光エリアで実証実験を実施する。

## ● <国家戦略特区を活用した広域観光動線整備>

- 面積の広大な行政区域においては、地方基幹空港周辺と遠隔観光地に国際ディスティネーションリゾートを整備し、基幹空港とエリア拠点空港を結ぶ空路、海路、高速道路を観光動線として再構築する。
- 例えば、北海道では道央(苫小牧・留寿都等)と道東(釧路阿寒湖等)を国際観光戦略特区に指定して連携させ、広域観光動線を整備する。

## ● <IR(Integrated Resorts)による大型内需拡大策の導入>

- 少子高齢化、人口減少の日本における唯一の大型内需拡大策は、優良な外国人観光客による日本国内消費と、それを受け入れる巨大設備投資を生み出す国際観光産業の振興が不可欠。
- 日本のIRにおけるゲーミング部門売上予想は年間2~3兆円。(Las VegasではGamingはIR全体売上のうち約3割)IR開発の初期投資2~3兆円。インバウンド5000万人達成時の観光消費金額は、IR直接売上・IRの経済波及効果を合わせると10兆円を大きく上回り、GDP100兆円の積み増しに大きく貢献する。
- IRは地域の観光産業の季節変動を平準化して、夜のエンターテインメントの提供により滞在日数を増加させる。
- IRにより、疲弊した地域経済に国内外からの投資を呼び込み、税投入なく国際観光による自立した地域経済を実現する。さらに地方の雇用を創出する。(特に若者層の雇用にベストマッチし都市部への人口流出を抑制する)
- IRのゲーミング部門に外形で課されるカジノ税を地方の独自財源として活用して、地域の重要な観光資源でもある自然保護の財源としても活用する。

## EU 各国の VAT 税率

国名	標準税率	軽減税率	超軽減税率	主な軽減適用品目
ハンガリー <sup>1)</sup>	27%	18% 5%	-	18% : 食品、宿泊 5% : 医薬品、書籍、新聞
デンマーク	25%	-	-	-
スウェーデン	25%	12% 6%	-	12% : 食品、宿泊 6% : 新聞、運賃、文化イベント
ルーマニア	24%	9% 5%	-	9% : 医薬品、宿泊、書籍、新聞、映画、美術館、動物園 5% : 建築資材
フィンランド	23%	13% 9%	-	13% : 食品 9% : 医薬品、運賃、書籍
ギリシャ <sup>(*)2)</sup>	23%	13% 6.5%	-	13% : 食品、医薬品、運賃、映画 6.5% : 書籍、演劇
アイルランド	23%	13.5% 9%	4.8% 0%	13.5% : 外食、有料テレビ、宿泊、暖房器具、電気代、フィットネス 9% : ゴルフ施設、プール入場料 4.8% : 食品、書籍、新聞、花 0% : 子供服、基礎食品
ポーランド	23%	8% 5%	-	8% : 水道水、医薬品、書籍、宿泊 5% : 食品（加工品除く）
ポルトガル	23%	13% 6%	-	13% : 外食、加工食品 6% : 生鮮食品、観光サービス、医薬品、水道水、書籍、新聞、電気代
ベルギー	21%	12% 6%	0%	12% : 植物性医薬品、マーガリン、タイヤ、炭、有料テレビ 6% : 食品、運賃、農作業、住宅リフォーム、スポーツ観戦、スポーツ施設、遊園地 0% : 新聞、週刊誌、拾得物
イタリア	21%	10%	4%	10% : 宿泊・サービス、外食、食品（一部） 4% : 農産品、生活必需品、出版物、住宅
ラトビア	21%	12%	-	12% : 水道水、食品、医薬品、書籍、新聞、宿泊

リトアニア	21%	9% 5%	-	9%：建設（一部） 5%：医薬品、書籍、文化・スポーツイベント
オランダ <sup>(*)3</sup>	21%	6%	-	6%：食品、医薬品、運賃、書籍、新聞、衣料品の修繕、理容
スペイン <sup>(*)4</sup>	21%	10%	4%	10%：食品、公共施設清掃、劇場、水道水、住宅、花・植木、理容、 展覧会入場料、運賃、宿泊 4%：パン、乳製品、卵、障害者用器具、書籍、新聞
オーストリア	20%	10%	-	10%：食品、書籍、新聞、エネルギー、運賃
ブルガリア	20%	9%	-	9%：宿泊
チェコ	20%	14%	-	14%：食品、書籍、介護サービス、文化・スポーツイベント
エストニア	20%	9%	-	9%：医薬品、書籍、新聞、宿泊
スロヴァキア	20%	10%	-	10%：医薬品
スロヴェニア	20%	8.5%	-	8.5%：水道水、食品、医薬品、宿泊、書籍、新聞
英国	20%	5%	0%	5%：チャイルドシート、住宅リフォーム 0%：食品、水道水、運賃、障害者用器具、書籍、新聞、雑誌
フランス <sup>(*)5</sup>	19.6 %	7% 5.5%	2.1%	7%：宿泊、運賃、外食、文化イベント、医薬品（保険適用外）、調 理済食品 5.5%：食品、水道水、書籍、運賃、住宅工事 2.1%：医薬品（保険適用内）、新聞、雑誌、定期興行（上演140回 まで）
ドイツ	19%	7%		7%：農産品、水道水、書籍、新聞、運賃、医療器具、文化・スポー ツイベント
マルタ	18%	7% 5%	0%	7%：宿泊 5%：障害者用器具、書籍、新聞、文化イベント、自転車、衣料 0%：食品（一部の加工品除く）、水道水、医薬品、運賃
キプロス	17%	8% 5%	-	8%：宿泊、外食 5%：食品、水道水、医薬品、チャイルドシート、書籍、新聞
ルクセンブルク	15%	6%	3%	6%：窓拭き・住宅清掃 3%：食品、水道水、運賃、書籍、新聞、文化イベント、遊園地、宿 泊、外食

標準税率の高い順。同率の場合は英語名のアルファベット順

2012年7月1日現在